

防災及び災害時対応マニュアル

このマニュアルは、災害や事故等発生時に、全職員が的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定め、児童・職員の生命を守ることを目的としたものです。

1. 火災発生時の対応

(1) 災害発生時の担当

災害発生時の連絡・誘導体勢についての担当を、職員全員が把握しておきましょう。

- ① リーダー 消防、病院、警察等への通報担当…責任者が担当
- ② 担当者A 救急車誘導…非常勤職員が担当(不在時は常勤職員が担当)
- ③ 担当者B 避難誘導、人員点呼…常勤職員が担当



(2) 火災への対応

火災発生時は、リーダーおよび各担当者は以下の行動を取りましょう。

- ① リーダー 119 番通報を行う。
- ② 担当者A 他の職員とともに消火器による消火活動を行う。消火器の使用後は速やかに屋外へ避難する。出火が著しいときは、避難を最優先。
- ③ 担当者B 安全な箇所より利用者を戸外に避難させ、人員点呼を行う。

2. 地震発生時の対応

まずは各スタッフと児童の身の安全を確保しましょう。机の下などで揺れがおさまるまで避難し、揺れが収まった後は以下の対応を行いましょう。

(1) 地震発生時の担当

地震発生時の連絡・誘導体勢についての担当を、職員全員が把握しておきましょう。

- ① リーダー 戸外への移動の指示を全員に伝える
- ② 担当者A 非常時持ち出し袋を用意
- ③ 担当者B 戸外で人員点呼を行いリーダーに報告する。



(2) 地震発生時の対応

現状把握を行った後、避難所への全員移動をリーダーが指示します。避難所への一時避難が完了した時点で、担当者Bは保護者に各自の現状を報告します。保護者と連絡が取れない場合は、利用者の安全を確保して、事業所もしくは避難所で待機しましょう。

3. 風水害への対応

台風や洪水、大雪等の災害が発生した場合、以下の行動を取りましょう。



(1) サービス提供中に発生した場合

サービス提供時間中に突如として警報や注意報が発令された場合、基本的にはサービス提供を中止し、保護者へ連絡の上、送迎時間を早めて児童を帰宅させましょう。可能であれば、保護者に迎えに来てもらうことが望ましいでしょう。

大量の積雪や浸水で即時の送迎が難しい場合は、保護者に連絡を行い、状況が改善するまで事業所で待機します。

(2) サービス提供前に発生した場合、サービス提供時間に発生が予想される場合

予報等で、サービス提供時間中に警報や注意報が発令が予想される場合は、サービス提供の中止の可能性があることを事前に保護者に伝えておくことが望ましいでしょう。

平日の場合は午前 10 時、学校休校日の場合は午前 8 時の時点で警報や注意報が発令されていた場合はサービス提供中止とし、速やかに保護者に連絡しましょう。

(3) 事前に交通機関の運休等が決まっている場合

予報等で、事前に周辺交通機関の運休等が決まっている場合、職員の出勤や帰宅が困難になる恐れがあります。状況を見ながら、サービス提供の中止も視野に入れましょう。

4. 定期的な防災に関する訓練・研修について

6 か月ごとに以下の確認や訓練を実施しましょう。

- ① 救急対応の確認(職員)
- ② 避難訓練(利用者及び職員)
- ③ 消火器使用方法の確認(職員)
- ④ 地震避難訓練(利用者及び職員)
- ⑤ 備蓄飲み物・非常用食料の確認(職員)



5. 不審者への対応

不審者の侵入があった場合、以下の行動を取りましょう。

- ① リーダーの指示のもと、不審者の移動経路を遮断・阻止する。
- ② 玄関に入った時点で「帰ってください」「出て行ってください」等の声かけを 3 回告げても退出しない場合は不法侵入として 110 番通報できる。
- ③ 全員を安全な出口から戸外へ避難させる。

6. 疾病、けがへの対応

不慮の事故等による疾病やけがが起きた場合、各スタッフは以下の対応を行いましょう。

(1) 事故発生時の担当

- ① リーダー 適任者に応急処置の指示を行い、119 番による救急車要請を行う。
- ② 担当者 A リーダーの指示のもと、救急車誘導を行うため外で待機し、救急車を誘導する
- ③ 担当者 B 利用者を点呼し、疾病・けがをした当事者以外への適切な指導を行う

*協力医院：おひさまクリニック：東京都北区上十条 1-19-8 [TEL:03-6454-3511](tel:03-6454-3511)

(2) 災害・疾病・怪我が起きた際の保護者への連絡について

- 保護者への緊急連絡先名簿は、個人情報キャビネットに保管する。
- 保護者へは「いつ」、「どこで」、「何をしていた」、「どこが」、「どうなったのか」を事実のみを誠意をもって正確に伝える。
- 医療機関を受診するとき(救急車以外)は必ず保護者に連絡を取り、どの医療機関へ受診をするのかの確認をする。原則的に医療機関には保護者に迎えに来ていただき、担当医より説明を受ける。

(3) 事故報告

事故・ケガの結果、報告に該当する場合は、提出フォームにて、東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当に報告しましょう。

事故報告書提出フォーム(児童福祉施設担当)

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>